

# 重要事項説明書

( 令和 6 年 12 月 1 日 ) 現在

## 1、グループホームさくらんぼ須屋の概要

法人名	医療法人 中山会
代表者	理事長 信岡 幸彦
所在地	熊本県合志市須屋 702
連絡先	096-343-8377

## 2、事業所の概要

法人名	医療法人 中山会
代表者	理事長 信岡 幸彦
事業所名	グループホーム さくらんぼ須屋
所在地	合志市須屋 2863-4
連絡先	電話 096-242-2523 FAX 096-242-2523
事業所番号	4391600048
管理者氏名	成田 由貴子
居室数	9室×2ユニット

## 3、事業の目的

地域密着型サービスに該当する（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護は、要支援、要介護者であって認知症の状態にある者について住み慣れた地域での生活状態を継続できるようにするため、認知症ケアの充実を図り、地域に開かれた良質のサービスを提供し、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

## 4、運営の方針

- 1) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護は、入居者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- 2) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- 3) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護は、（介護予防）

認知症対応型共同生活介護）及び（介護予防）短期利用型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行います。

- 4) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、入居者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法について理解し易いように説明を行います。
- 5) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 6) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供に当たっては質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 7) 正当な理由なく（介護予防）認知症対応型共同生活介護）及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供を拒みません。
- 8) （介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供に当たり、地域住民等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めます。

## 5、従業員の職種、員数及び職務内容

本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- 1) 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、本事業所の従業員の管理及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の申込みに係る調整、実施の把握及びその他を一元的に行います。
- 2) 計画作成担当者 2名（常勤・兼務）  
計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当します。
- 3) 介護従事者 14名（常勤・兼務）

## 6、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の内容

本事業所が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の内容は次のとおりです。

- 1) 食事の提供及び介助。
- 2) 入浴の介助（入居者の心身の状況に応じた介助を提供）。
- 3) 排泄自立への援助
- 4) 自立支援に向けた生活リハビリ。
- 5) その他日常生活上のお世話、日常生活動作の介助

## 7、介護等

- 1) 介護は、入居者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。
- 2) 入居者に対して入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護は受けません。

本事業所は、入居者の退居に際しては、入居者又はそのご家族に対し適切な指導を行うと共に居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

3) 入所者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従事者が共同で行うよう努めます。

## 8、社会生活上の便宜の提供等

- 1) 本事業所は、入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。
- 2) 本事業所は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等についてその方又はそのご家族が行うことが困難である場合には、その同意書を得て代行を行うことができます。
- 3) 本事業所は、常に利用者のご家族との連携を図るとともに利用者とそのご家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

## 9、利用料

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護及び(介護予防) 短期利用型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の1割とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額となります。ただし、法定代理受領サービスに該当しない費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付します。

- 1) 本事業所は、前項の支払をうける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から申し受けます。

### 基本料金表

※介護保険制度では要介護認定による要介護度によって利用料が異なり平成29年8月より介護保険負担割合証に記載されている割合にて自己負担も異なります。

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 自己負担	749円	753円	788円	812円	828円	845円
短期利用	777円	781円	817円	841円	858円	874円

○加算料金	初期加算 (30日間のみ)	30円/日
	介護職員等処遇改善加算 (I) (基本料金+算定した加算料金の合計) × 1000分の186	
	退去時相談援助加算	400円/回
	認知症対応サービス提供体制加算 (I)	22円/日
	医療連携体制加算 (I) イ	57円/日
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日
	看取り加算	
	死亡日以前31日以上45日以下	72円/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144円/日
	死亡日以前2日又は3日	680円/日
	死亡日	1,280円/日

○保証金 入居時に保証金として 50,000 円

※ 理美容・おむつ・医療費については自費負担となります。

※ おむつ代内訳（廃棄処分料金含）尿とりパット（昼用）55 円（夜用）110 円

紙パンツ 130 円 紙おむつ 145 円

（持ち込みおむつ廃棄処分費用）尿とりパット（昼用）35 円（夜用）45 円

紙パンツ 55 円 紙おむつ 55 円

その他下記の費用が必要となります。

○食費 朝食 250 円 昼食 600 円 夕食 600 円

○家賃 月額 45,000 円 短期利用の場合 1,500 円/日

○光熱費 月額 20,700 円 ※途中、入退居の場合は日割り計算致します。

○2 項の費用の支払を受ける場合には、入居者またはそのご家族に対し事前に文書説明したうえで支払に同意する旨の文書に署名押印を頂きます。

## 10、内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等

本事業所はあらかじめ、入居申込者又は、その家族に対し運営規定の概要、従業者の勤務の体勢、利用料の額その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に記した文書を交付し説明を行い（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供の開始について入居申込者及びそのご家族の同意を得るものとします。

### 11、入居に当たっての留意点

入居者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供を受けることにあたり、留意する事項は次のとおりです。

- 1) 入居者の外出・外泊は家族付き添いのうえ原則自由とします。ただし所定の用紙にて届出が必要となります。
- 2) 面会時間は原則自由ですが、他の入居者へ迷惑のかからないように注意してください。また面会簿に記入をお願いします。
- 3) 果物ナイフ、包丁、ハサミなどの刃物類、ライター、ローソクなどの火気類その他危険物については持ち込みを禁止します。
- 4) 当施設の敷地内での喫煙は禁止します。（ライターなどについては、事故防止のため持ち込みは禁止します。）
- 5) 飲食物の持ち込みは原則として自由ですが、食中毒などの予防のため職員が管理します。

### 12、入退居

（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護は、要支援、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない方に提供するものとします。

- 1) 本事業所は、入居申込者の入居に際しては主治医の診断書等により当該入居申込み者が認知症の状態にある者であることの確認をさせて頂きます。
- 2) 本事業所は、入居申込み者が入院治療を要するものであること等入居申込み者に対し必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとします。

- 3) 本事業所は入居申込み者の入居に際してはその者の心身の状況、生活歴、病状歴等の把握に努めます。
- 4) 本事業所は、入居者の退居に際しては、入居者及びご家族の希望を踏まえたうえで退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な支援を行います。

### **1 3、入退居者・サービス提供の記録**

本事業所は、入居者の入居に際しては、入居の年月日、及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退去の年月日を退去者の被保険者証に記載するものとします。

### **1 4、受給資格等の確認**

- 1) 本事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護の提供を求められた場合には、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援、要介護認定等の有無及び要支援、要介護認定等の有効期間を確かめるものとします。
- 2) 本事業所は、入居者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は地域密着型サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護の提供を行います。

### **1 5、要介護認定申請に係る援助**

- 1) 本事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護の提供に際し、要支援、要介護認定を受けていない入居者については、要支援、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう入居者を援助します。
- 2) 本事業所は、地域密着型サービス計画が入居者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは、要支援、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

### **1 6、(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護計画の作成**

- 1) 本事業所の管理者は、計画作成担当者に(介護予防)認知症対応型共同生活介護症対応型共同生活及び(介護予防)短期利用型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2) 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するために具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護計画を作成するものとします。
- 3) 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護計画を作成し入居者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとします。
- 4) 計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、必要に応じてこの(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の変更を行います。

## 17、定員の遵守

本事業所は、入居定員を超えての入居はできません。但し、災害その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 18、協力医療機関

本事業所は、入居者の病状の急変等に備えるために、協力医療機関を次のとおりを定めています。

### 1) 協力医療機関

独立医療法人国立病院機構 熊本再春医療センター  
〒861-1196 合志市須屋 2 6 5 9 電話 0 9 6—2 4 2—1 0 0 0  
医療法人朝日野会 朝日野総合病院  
〒861-8072 熊本市室園町 1 2—1 0 電話 0 9 6—3 4 4—3 0 0 0  
医療法人社団今村会 今村歯科  
〒861-1102 合志市須屋 7 1 0—1 電話 0 9 6—3 4 5—2 2 6 4

## 19、衛生管理

- 1) 本事業所は入居者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- 2) 本事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努めます。

## 20、緊急時における対処方法

本事業所の従業員は、現に（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供を行っているとき、入居者に病状の急変が生じた場合には速やかにかかりつけ医師やあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 21、事故発生時の対応

- 1) 本事業所は、入居者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2) 本事業者は、入居者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び（介護予防）短期利用型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。

## 22、非常災害対策

- 1) 本事業所は消防法に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を立て同法に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- 2) 防火管理者は、本事業所の管理者があたり、火元責任者には本事業所の介護職員をあてます。
- 3) 非常災害時の設備点検は、保守契約業者に依頼します。
- 4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。  
①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上

- ②入居者を含めた総合訓練・・・年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

### 23、利用者に関する市町村への通知

本事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護を受けている入居者がつぎの各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 1) 正当な理由なしに(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### 24、居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

本事業者は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し(介護予防)認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)及び(介護予防)短期利用型共同生活介護を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

### 25、秘密保持

- 1) 本事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報を保持します。
- 2) 本事業所は、従業者であった者が退職した後も正当な理由がなくその業務上知り得た入居者又は、その家族の情報を保持します。
- 3) 本事業者は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合には入居者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得ることとします。

### 26、身体拘束の禁止

原則として入居者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束します。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 27、調査への協力等

本事業所は、提供した(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ妥当適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行います。

### 28、会計区分

本事業所は(介護予防)認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)及び(介護予防)短期利用型共同生活介護事業の会計と、その他の事業会計を区分するものとします。

## 29、記録の整備

- 1) 本事業所は、設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備します。
- 2) 本事業所は、入居者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備しその完結の日から5年間は保存することにします。

## 30、サービス提供記録の開示、及び事業所の財務内容の開示について

サービス提供記録において、入居者、ご家族により開示の要望があった場合は、速やかに保管する記録物の開示を行います。また、財務内容についても同様とします。

## 31、苦情の申し立てについて

- 1) 相談窓口責任者がその内容を利用者やご家族から十分に聞き把握し早急な解決、改善を図ります。
- 2) 担当者が必要と判断した場合、管理者、代表者を含めたうえで検討会議を開催し対応策を講じサービスの向上に努めます。
- 3) 入居者、ご家族の納得が得られず退去、転居を希望される場合には、速やかに他の施設の紹介等必要な協力を致します。

当事者相談窓口 管理者(介護支援専門員) 成田 由貴子	電話番号 096-242-2523
解決責任者 管理者 成田 由貴子	電話番号 096-242-2523

※不在時には、他の職員が対応し、速やかに担当者に引継ぎます。

- 4) 上記にて解決困難な場合は下記にも申し立てができますのでその際は必要な報告や連携、協力を致します。

- 熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口  
電話 096-214-1101
- 合志市苦情相談窓口 電話 096-242-1109

## 32、その他

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人 中山会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めることとします。

附則 この規定は、令和6年12月1日から施行します。



令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 合志市須屋 2863-4  
事業所名 グループホームさくらんぼ須屋 (指定番号 4391600048)  
事業者名 医療法人 中山会  
理事長 信岡 幸彦

事業所説明者氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者からグループホームさくらんぼ須屋の重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

<利用者ご家族、又は代理人（代理人を選任した場合）>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_  
(続柄 ) 携帯電話 \_\_\_\_\_